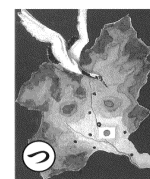




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年5月29日(火) 第9603号

目次

	ページ
告 示	
○公文書開示の実施状況(県民センター)	2
○個人情報保護条例の運用状況(同)	7
○群馬県農業共済組合検査規程の一部を改正する告示(技術支援課)	10
○家畜伝染病発生報告(畜産課)	11
○都市計画区域区分の変更に係る縦覧(都市計画課)	11
公 告	
○農業振興地域の区域変更(農業構造政策課)	11

■ 告 示

◎群馬県告示第158号

群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号)第39条の規定により、平成29年度における公文書の開示等についての実施状況を次のとおり公表する。

平成30年5月29日

群馬県知事 大澤 正 明

1 知事が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分		請 求
請 求 先	県庁	427
	地域機関等	1,049
請 求 件 数		1,476

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者350件、県内に事務所を有する団体540件、県外に住所を有する者249件及び県外に事務所を有する団体337件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	29年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不 存 在 等 件 数
		開 示 (うち即日開示)	部分開示	非 開 示	
29年度	6,438	5,863 (849)	547	28	714
繰 越	5	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処 理 の 内 容					
繰 越 件 数	請 求 件 数	裁 決				取 下 げ	審 査 中
		却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容		
6	62	0	8	1	0	0	59

注 表中、「審査請求」「裁決」には、平成28年4月1日付け改正前の条例における「不服申立て」「決定」に係るものを含む。以下同じ。

2 議会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

--	--

区 分	請 求
議 会	8

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者3件、県内に事務所を有する団体3件、県外に住所を有する者1件及び県外に事務所を有する団体1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	29年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不 存 在 等 件 数
		開 示 (うち即日開示)	部分開示	非 開 示	
29年度	9	8 (3)	1	0	0
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処 理 の 内 容					
繰 越 件 数	請 求 件 数	裁 決				取 下 げ	審 査 中
		却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容		
18	0	18	0	0	0	0	0

3 教育委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
教育委員会	31

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者6件、県内に事務所を有する団体11件、県外に住所を有する者5件及び県外に事務所を有する団体9件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	29年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不 存 在 等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
29年度	127	78	49	0	5
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況

(単位：件)

--	--	--	--	--	--	--	--

審査請求		処理の内容					
繰越 件数	請求 件数	裁 決				取下げ	審査中
		却下	棄却	一部 認容	認容		
0	1	0	0	0	0	0	1

4 選挙管理委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
選挙管理委員会	11

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者2件、県内に事務所を有する団体3件、県外に住所を有する者5件及び県外に事務所を有する団体1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	29年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
29年度	221	47	174	0	114
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

5 人事委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区 分	請 求
人事委員会	1

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区 分	29年度に 決定した対 象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
29年度	0	0	0	0	1
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

6 監査委員が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区分	請求
監査委員	4

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者3件及び県内に事務所を有する団体1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区分	29年度に決定した対象公文書数	処理の内容			不存在等 件数
		開示	部分開示	非開示	
29年度	16	3	13	0	2
繰越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

7 公安委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区分	請求
公安委員会	7

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者7件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区分	29年度に決定した対象公文書数	処理の内容			不存在等 件数
		開示	部分開示	非開示	
29年度	4	0	4	0	3
繰越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処理の内容					
繰越 件数	請求 件数	裁 決				取下げ	審査中
		却下	棄却	一部 認容	認容		
1	0	0	0	0	0	0	1

8 警察本部長が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区分	請求
警察本部長	96

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する者44件、県内に事務所を有する団体9件、県外に住所を有する者6件及び県外に事務所を有する団体37件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区分	29年度に決定した対象公文書数	処理の内容			不存在等 件数
		開示	部分開示	非開示	
29年度	123	38	85	0	20
繰越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処理の内容					
繰越 件数	請求 件数	裁 決				取下げ	審査中
		却下	棄却	一部 認容	認容		
7	1	0	0	0	0	0	8

9 労働委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位：件)

区分	請求
労働委員会	1

注 請求者の内訳は、県内に住所を有する法人1件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区分	29年度に決定した対象公文書数	処理の内容			不存在等 件数
		開示	部分開示	非開示	
29年度	1	1	0	0	0
繰越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

10 収用委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数 0件

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件

(3) 審査請求の状況 なし

1.1 内水面漁場管理委員会が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数 0件

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件

(3) 審査請求の状況 なし

1.2 企業管理者が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数

(単位:件)

区分	請求
企業管理者	27

注 請求者の内訳は、県内に事務所を有する団体14件、県外に住所を有する者3件及び県外に事務所を有する団体10件である。

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数

区分	29年度に決定した対象公文書数	処 理 の 内 容			不存在等 件 数
		開 示	部分開示	非 開 示	
29年度	38	38	0	0	0
繰 越	—	—	—	—	—

(3) 審査請求の状況 なし

1.3 住宅供給公社が管理する公文書

(1) 公文書の開示の請求件数 0件

(2) 公文書の開示、非開示等の決定対象公文書数 0件

(3) 審査請求の状況 なし

◎群馬県告示第159号

群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第35条の規定により、平成29年度における条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年5月29日

群馬県知事 大澤 正 明

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位:件)

実施機関名	登録件数
知事	1,934 (30)

議会	39
教育委員会	228 (2)
選挙管理委員会	22
人事委員会	20
監査委員	10
公安委員会	5
警察本部長	154
労働委員会	13
収用委員会	7
内水面漁場管理委員会	5
企業管理者	19
合計	2,456 (32)

注 括弧内は、特定個人情報を取り扱う事務の内数である。

2 開示請求件数、訂正請求件数及び利用停止請求件数

(1) 開示請求件数

(単位：件)

実施機関名	書面による請求	口頭による請求	合計請求件数
知事	35	466	501
教育委員会	1	3,881	3,882
人事委員会	0	143	143
監査委員	0	0	0
公安委員会	3	0	3
警察本部長	135	0	135
合計	174	4,490	4,664

注1 他の実施機関については、開示請求なし。

2 口頭による開示請求については、平成30年3月末日までに開示期間が開始したものを対象とし、開示請求件数については、当該期間満了までの件数とした。

(2) 訂正請求件数 0件

(3) 利用停止請求件数 0件

3 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する処理の内容

(1) 開示請求に対する処理内容

(単位：件)

区 分		書面による請求	口頭による請求	合 計
開 示 請 求		174	4,490	4,664
処 理 内 容	開 示 決 定	32	4,490	4,522
	部 分 開 示 決 定	191	0	191
	非 開 示 決 定	0	0	0
	不 存 在 決 定 等	27	0	27
	取 下 げ	0	0	0

注1 一つの開示請求について、複数の決定処分を行う場合があるので、処理内容の合計件数と開示請求の件数は、一致しない場合がある。

2 不存在決定等には、拒否決定及び条例第15条の規定による存否を明らかにしない決定を含む。

(2) 訂正請求に対する処理内容 なし

(3) 利用停止請求に対する処理内容 なし

4 審査請求の状況

(単位：件)

審査請求		処 理 の 内 容					
繰 越 件 数	請 求 件 数	裁 決				取 下 げ	審 査 中
		却 下	棄 却	一 部 認 容	認 容		
4	6	0	0	0	0	0	10

注 表中、「審査請求」「裁決」には、平成28年4月1日付け改正前の条例における「不服申立て」「決定」に係るものを含む。

◎群馬県告示第百六十号

群馬県農業共済組合検査規程の一部を改正する告示を次のように定める。
平成三十年五月二十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県農業共済組合検査規程の一部を改正する告示
群馬県農業共済組合検査規程(平成二十二年群馬県告示第二百七十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第四百二十二条の二から第四百二十二条の四」を「第二百九条第一項から第三項」に改める。

第二条中「農業災害補償制度」を「農業共済事業」に改める。

第三条第一号中「共済規程」を「事業規程」に改める。

第四条第二号中「農業災害補償制度」を「農業共済事業」に改める。

第五条第一項中「第四百二十二条の三」を「第二百九条第二項」に改める。

第十一条中「ことを原則とする」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、検査の実効性を確保するため必要と認められる場合は、この限りでない。
第十三条の見出し中「提示」を「携行」に改め、同条第一項中、「検査責任者」を「検査員」に、「を交付するとともに」を「携行」とともに、「検査員(検査責任者を含む。)」に「を」を「及び」に改め、同条第二項中「検査責任者」を「検査員」に、「提示して検査を行う旨を携行しなければならない」を「提示するとともに、検査員であることを証する身分証明書を携行しなければならない」に改め、同条第三項を削る。

第十八条中「組合が直ちに業務の改善に着手できるよう、また、組合の役員及び職員に無用の不安を与えることがないよう」を削る。

第十九条第三項中「第四百二十二条の五」を「第二百十條第一項」に改め、同条第五項中「第四百二十二条の四」を「第二百九条第三項」に改める。

別記様式第一号中
第142条の2 「第209条第1項
農業災害補償法 第142条の3 を 農業保険法 第209条第2項 に改める。
第142条の4」 第209条第3項」
別記様式第二号表裏中「農業災害補償法第142条の2から第142条の4」を「農業保険法第209条第1項から第3項」に改め、同様式裏面を次のように改める。

(裏)

農業保険法(抜粋)

第209条 行政庁は、農業共済団体等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等若しくは共済事業の実施に関する条例を守っているかどうかを知るために必要があるときは、農業共済団体等又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。
② 行政庁は、農業共済団体等の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査しなければならない。
③ 組合員が、総組合員の20分の1以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する疑いがあることを理由として当該農業共済団体又は受託者の検査を行うべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体又は受託者の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

この告示は、附則
公布の日から施行する。

◎群馬県告示第161号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生について届出があった。

平成30年5月29日

群馬県知事 大澤 正 明

病名	畜種	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生年月日	発生場所	処置
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	平成30年5月15日	富岡市	法令殺

◎群馬県告示第162号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、館林都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成30年5月29日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画区域区分 千代田工業団地南地区
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 邑楽郡明和町大輪及び同郡千代田町大字下中森の各一部
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所、明和町都市建設課及び千代田町都市整備課

■ 公 告

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第7条第1項の規定により、千代田農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成30年5月29日

群馬県知事 大澤 正 明

変更後の千代田農業振興地域は、邑楽郡千代田町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

都市計画区域区分の変更に係る縦覧の告示(平成30年群馬県告示第162号)後の都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく市街化区域

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111